

# 第47号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和5年11月発行〉  
発行元  
鎌ヶ谷市消費生活センター  
TEL:047-445-1246

## 悪質な勧誘による寄附や契約は 取り消せます



### トラブル事例

「霊視をしたところ、先祖のたたりで、このままではあなたの家族は不幸になる。回避するためには、寄附が必要」と言われ、不安になってしまい、言われるままに高額な寄附をしてしまった。



### 取消しができるケース

「**法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（不当寄附勧誘防止法）**」が、令和5年（2023年）6月1日から全面施行されました。

**不当寄附勧誘防止法**では、法人等が「**靈感等による知見として、個人やその親族の生命、身体、財産等について不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、重大な不利益を回避するためには寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること**」は禁止行為とされ、また、上記のような不当な寄附勧誘行為によって**勧誘を受けた人が「困惑」して、寄附の意思表示をした場合は、定められた期間内であれば、その寄附の意思表示を取り消すことが出来る**とあります。

その他、消費者契約法等の改正が行われ、靈感商法等による被害の救済が拡充されました。

# 不当寄附勧誘防止法に定められた 不当な寄附勧誘行為



前述した禁止行為以外にも、法人等による下記の行為が禁止されています。

- (1) 帰ってほしいと伝えても帰ってくれないこと
- (2) 帰りたいのに帰してくれないこと
- (3) 勧誘する者が寄附の勧誘をすることを告げずに、自由に帰ることが難しい場所に同行させ、その場所において寄附の勧誘をすること
- (4) 寄附の勧誘を受けているものが寄附を行うかどうかについて電話やメール等で第三者に相談の連絡を行おうとしたにもかかわらず、威迫する言動を交えて相談の連絡を妨げること
- (5) 相手の恋愛感情等に乗じて、寄附しなければ関係が破綻すると告げること

## 家族の救済

寄附者本人が寄附の取消しを行わない場合でも、寄附者に扶養されている配偶者や子どもは、婚姻費用や養育費などの権利を保全するために必要な場合であれば、本人に代わって取消権を行使することができます。

## 靈感商法等対応ダイヤル

0120-005931（受付時間 平日9:30～17:00）

靈感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、就学、就労、生活困窮などについても、お悩みに応じて、適切な窓口を案内しています。

参考：政府広報オンライン「不当な寄附勧誘行為は禁止！灵感商法等の悪質な加入による寄附や契約は取り消せます」

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は、鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽に相談ください。



鎌ヶ谷市消費生活センター（市役所2階）  
電話：**047-445-1246**（予約優先）  
時間：平日10時～12時、13時～16時

理解度チェックにも挑戦してみてください！

全国共通の電話番号  
消費者ホットライン **188**



消費者ホットライン  
188  
イメージキャラクター  
イヤヤン